

白川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 8 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町条例第 1 8 号

白川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

白川町職員の旅費に関する条例（昭和 3 2 年白川町条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（普通旅費の種類） 第 6 条 （略） 2 ～ 6 （略） 7 宿泊料は、旅行中の<u>1 夜につき、宿泊に要する費用を実費額</u>により支給する。 8 （略） （旅費の計算） 第 1 0 条 1 日の旅行において日当の _____ _____ _____ 定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当 _____ を支給する。 （宿泊料） 第 1 8 条 宿泊料の額は、<u>旅行中の宿泊に要する費用の額とし、1 夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額</u>による。 2 （略） （着後手当） 第 2 1 条 着後手当の額は、別表第 1 の日当定額の 5 日分<u>及び</u> 赴任に伴い住所又は _____ 居所を移転した地の存ずる地域の区	（普通旅費の種類） 第 6 条 （略） 2 ～ 6 （略） 7 宿泊料は、旅行中の<u>夜数に応じ 1 夜当たりの定額 _____</u>により支給する。 8 （略） （旅費の計算） 第 1 0 条 1 日の旅行において日当または<u>宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）</u>について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当<u>又は宿泊料</u>を支給する。 （宿泊料） 第 1 8 条 宿泊料の額は、<u>宿泊先の区分に応じた別表第 1 の定額 _____</u> _____ _____ _____ による。 2 （略） （着後手当） 第 2 1 条 着後手当の額は、別表第 1 の日当定額の 5 日分<u>および</u>赴任に伴い住所または<u>居所を移転した地の存ずる地域の区</u>

改 正 後	改 正 前
分に応じた宿泊料____の5夜分に相当する額による。 (在勤地内旅行の旅費) 第24条 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り、支給する。 (1) (略) (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊する場合には、____宿泊料____の2分の1以内において町の規則で定める宿泊料(日当、宿泊料及び食卓料) 第28条の5 日当____の額は、旅行地の区分に応じた別表第3の定額による。 2 第28条の2第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、<u>第18条第1項の規定により規則で定める額</u>____の10分の7に相当する額による。 3 (略) 4 第17条第2項及び第3項、第18条____並びに第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。 別表第1 【別記1 参照】 別表第3 【別記2 参照】	分に応じた宿泊料<u>定額</u>の5夜分に相当する額による。 (在勤地内旅行の旅費) 第24条 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り、支給する。 (1) (略) (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊する場合には、<u>別表第1の宿泊料定額</u>の2分の1以内において町の規則で定める宿泊料(日当、宿泊料及び食卓料) 第28条の5 日当<u>及び宿泊料</u>の額は、旅行地の区分に応じた別表第3の定額による。 2 第28条の2第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、<u>前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第3の定額</u>の10分の7に相当する額による。 3 (略) 4 第17条第2項及び第3項、第18条<u>第2項</u>並びに第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。 別表第1 【別記1 参照】 別表第3 【別記2 参照】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白川町職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

【別記１】

改正後

○ 内国旅行における日当_____及び食卓料

区分	日当（１日につき）	食卓料（１夜につき）
町長等	2, 6 0 0 円	2, 6 0 0 円
7 級以下 3 級以上の職務にある者	2, 2 0 0 円	2, 2 0 0 円
2 級以下の職務にある者	1, 7 0 0 円	1, 7 0 0 円

改正前

○ 内国旅行における日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）		食卓料（１夜につき）
		甲地方	乙地方	
町長等	2, 6 0 0 円	1 3, 1 0 0 円	1 1, 8 0 0 円	2, 6 0 0 円
7 級以下 3 級以上の職務にある者	2, 2 0 0 円	1 0, 9 0 0 円	9, 8 0 0 円	2, 2 0 0 円
2 級以下の職務にある者	1, 7 0 0 円	8, 7 0 0 円	7, 8 0 0 円	1, 7 0 0 円

備考

- 1 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方の区分については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の規定の例による。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

【別記２】

改正後

○ 外国旅行における日当_____及び食卓料

区分	日当（１日につき）				食卓料（１夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
町長等	7, 200 円	6, 200 円	5, 000 円	4, 500 円	6, 700 円
7 級以下 3 級以上の職務にある者	6, 200 円	5, 200 円	4, 200 円	3, 800 円	5, 800 円
2 級の職務にある者	5, 700 円	4, 800 円	4, 000 円	3, 500 円	5, 200 円
1 級の職務にある者	5, 300 円	4, 400 円	3, 600 円	3, 200 円	4, 800 円

備考

- 1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区分については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 2 号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例による。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

改正前

○ 外国旅行における日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（１日につき）				宿泊料（１夜につき）				食卓料 （１夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
町長等	7,200 円	6,200 円	5,000 円	4,500 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	13,500 円	6,700 円
7級以下3級以上の職務にある者	6,200 円	5,200 円	4,200 円	3,800 円	19,300 円	16,100 円	12,900 円	11,600 円	5,800 円
2級の職務にある者	5,700 円	4,800 円	4,000 円	3,500 円	17,800 円	14,700 円	11,800 円	10,600 円	5,200 円
1級の職務にある者	5,300 円	4,400 円	3,600 円	3,200 円	16,100 円	13,400 円	10,800 円	9,700 円	4,800 円

備考

- 1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区分については、
国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例による。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。